療養費の額

保険者証が交付されているならば療養付を受けることができる場合は第七十第一項に規定する療養の給付に要する額の算定に関する基準により、被保証が交付されているならば保険外併用費の支給を受けることができる場合は十六条第二項第一号に規定する厚生労臣が定める基準により、被保険者証がされているならば訪問看護療養費の支給受けることができる場合は第七十八条項に規定する

を

第七十六条第二項	保険外併用療養費	特別の給付を受けることができる場合は第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して
第七十六条第二項第一号	第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して	第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により、被保険者証が交付されているならば訪問看護療養費の支給を受けることができる場合は第七十八条第四項に規定する

療養費

保険者証が交付されているならば療養付を受けることができる場合は第七十第一項に規定する療養の給付に要する額の算定に関する基準により、被保証が交付されているならば保険外併用費の支給を受けることができる場合は十六条第二項第一号に規定する厚生労臣が定める基準により、被保険者証がされているならば訪問看護療養費の支給受けることができる場合は第七十八条項に規定する

に改め、同表第八十一条第一項の項中「の支給」を削る。

第十四条第一項第一号ハ中「又は同項第四号」を「、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号」に改める。

（健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第六条　健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の前の見出しを削り、同条の表以外の部分中「平成二十年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年度」に、「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改め、「医療等に要する費用」の下に「のうち平成二十七年度以前に請求されたもの」を加え、「同条」を「同項」に、「及び第五十二条」を「、第五十二条及び第五十五条」に改め、同条の表第五十三条第一項の項の次に次のように加える。

第五十四条第一項	概算医療費拠出金の額とする。ただし、前々年度の概算医療費拠出金の額が前々年度の確定医療費拠出金の額を超えるときは、当該年度の概算医療費拠出金の額から当該超える額に係る調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、前々年度の概算医療費拠出金の額が前々年度の確定医療費拠出金の額に満たないときは、当該年度の概算医療費拠出金の額にその満たない額とその調整金額との合計額を加算して得た額
第五十四条第二項	前々年度の実績医療費拠出金の額とその額に係る調整金額との合計額 実績医療費拠出金の額

附則第二条の表第五十五条第一項の項から第五十五条第五項の項までを削り、同表第五十六条第一項の項の前に次のように加える。

第五十六条の見出し	確定医療費拠出金	実績医療費拠出金
第五十六条第一項	第五十四条第一項	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第二条の規定により読み替えられた改正法第七条の規定による改正前の第五十四条第一項
	確定医療費拠出金の	実績医療費拠出金の

附則第二条の表第五十六条第一項の項を次のように改める。

第五十六条第一項第一号	確定負担調整基準超過保険者	実績負担調整基準超過保険者
	確定加入者調整率	実績加入者調整率
	負担調整前確定医療費拠出金相当額から	負担調整前実績医療費拠出金相当額から
第五十六条第一項第一号イ	加入者等	加入者等（改正法第七条の規定による改正前の第二十五条第一項に規定する七十五歳以上の加入者等をいう。以下この条において同じ。）
	特定費用確定率	特定費用実績率
第五十六条第一項第一号ロ	前々年度の	平成二十年度の
	負担調整前確定医療費拠出金相当額	負担調整前実績医療費拠出金相当額
第五十六条第一項第一号ロ(1)	確定負担調整基準超過保険者	実績負担調整基準超過保険者
	負担調整前確定医療費拠出金相当額	負担調整前実績医療費拠出金相当額
第五十六条第二項	確定加入者調整率	実績加入者調整率
	前々年度におけるすべて	平成十九年度における全て
	加入者の総数	加入者（改正法第七条の規定による改正前の第六条第三項に規定する加入者をいう。以下この項において同じ。）の総数
	前々年度における当該	同年度における当該
	前々年度における下限割合	同年度における下限割合
第五十六条第三項	負担調整前確定医療費拠出金相当額	負担調整前実績医療費拠出金相当額